

がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける市内の中小・小規模事業者を支援するため、工場・店舗・事務所等で使用する事業用の設備・機器を更新し、省エネ化するために必要な経費に対し、がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、必要な事項をこの告示に定める。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小・小規模事業者 別表第1のとおり
- (2) 大企業 中小・小規模事業者以外の事業者。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。
- (3) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小・小規模事業者
 - ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している企業
 - イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業
- (4) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (5) 補助事業者 補助金の交付の決定を受け、補助事業を行う者をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号の要件を全て満たす中小・小規模事業者とする。

- (1) 赤磐市内に事業所を有する者
 - (2) 令和9年1月29日までに省エネ設備・機器の購入、設置及び支払を完了し、かつ、第14条に規定する期限までに実績報告を行うことができる者
 - (3) 今後も事業を継続する意思がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。
- (1) 令和8年7月1日以降に創業又は開業した中小・小規模事業者
 - (2) みなし大企業
 - (3) 法人又は個人事業主（以下「法人等」という。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人事業主である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 市税に滞納がある者

(補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 市内の工場・店舗・事務所等で使用する生産設備やサービス等を提供するために必要な事業用の設備・機器を更新し、省エネ化するもの

(2) 更新前と比較し、設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとに5%以上の省エネルギー効果が見込まれるもの

(3) 設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとの本体価格（ただし、LED照明設備の場合は設置工事費を含む。）が法人22.5万円以上（税抜）、個人事業主15万円以上（税抜）のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

(1) 自宅兼事務所等に設置するもの

(2) 事業用ではない省エネ設備・機器を導入するもの

(補助対象期間)

第5条 補助事業は、交付決定の日以後に着手し、令和9年1月29日までに完了しなければならない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設備・機器の購入費、運搬費及び設置工事費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

2 補助金の交付額の算定に当たって対象外となる経費（以下「補助対象外経費」という。）は別表第2に掲げるものとする。

(事前着手)

第7条 申請者は、エントリー申請の受付開始日以後、交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、あらかじめ、がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金事前着手届（様式第1号）に定める事項をJグランツにより届け出なければならない。

2 前2条の規定にかかわらず、エントリー申請の受付開始日（令和8年8月17日）以後に補助事業に着手したときは、これを第5条に規定する着手とみなし、当該着手の日以後に生じた経費を補助対象経費とすることができる。

3 前項の規定は、その後の交付決定及び補助対象経費としての認定を保証するものではない。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未

満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、法人の場合は上限200万円、下限15万円、個人事業主の場合は上限50万円、下限10万円とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(エントリー申請、抽選、交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、この告示で定める条項の適用を受けることについて同意した上で、以降の申請を行わなければならない。

2 申請者は、交付申請を行う前に、次に掲げる書類を添えて市長にエントリー申請を行うものとする。なお、あらかじめGビズIDプライムアカウントを取得した上で、エントリー申請は令和8年8月17日から令和8年9月7日までの間に、交付申請は令和8年9月17日から令和8年10月16日までの間に、補助金申請システム「J グランツ」(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)により行うものとする。

(1) 設備・機器の購入・設置経費の金額を証する書類(見積書の写し)

(2) 直近の確定申告書・決算書の写し

(3) 確定申告を行ったことが確認できる書類(e-Taxの場合は受信通知、書面の場合は納税証明書(その2所得金額用)等)

3 エントリー申請の受付期間終了後に同申請の総額が予算額を超えた場合は、抽選を実施する。抽選の有無や結果については、速やかに申請者に通知するものとする。

4 抽選結果等により、交付申請を行うことができる旨の通知を受けた申請者は、次に掲げる書類を添えて市長に交付申請を行うものとする。

(1) 同一条件の相見積書又は業者選定理由書(設備・機器の購入・設置経費1台ごとの金額が税込100万円を超える場合)

(2) 更新(入替え)前の設備・機器の写真(型番、設置状況、使用状況等が分かるもの)

(3) 補助対象設備・機器の設置場所が分かる配置図(任意様式・手書き可)

(4) 設備・機器比較証明書(設備・機器メーカー又は納入業者が省エネルギー性能を証する書面)

(5) 赤磐市内に事業所を有していることを証する資料

法人の場合: 収受印のある法人市民税確定申告書(第二十号様式)の写し(eLTAXの場合は申告受付完了通知を併せて提出)

個人事業主の場合: 固定資産税課税明細書写し、賃貸借契約書写し、営業許可証、本人名義の公共料金領収書等

(6) 市税の完納証明書

(7) その他、市長が必要と認めるもの

(補助金の申請の制限)

第10条 当補助金のエントリー申請の回数は、同一の事業者について1回限りとする。

(交付決定)

第11条 市長は、第9条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金を交付することを決定したことを補助

金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、交付することが不適当と決定したときは、補助金を不交付としたことを補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。
（変更承認）

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業の計画を変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業計画変更・中止（廃止）申請を J グランツにより行い、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の合計額の 2 0 % 以内の増減とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更を認めないものとする。

- （1） 補助金額の増額に当たる変更
- （2） 使用用途の異なる設備・機器への変更
- （3） 更新（入替え）前の設備・機器の変更

- 4 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更・中止（廃止）を承認し、補助事業変更承認通知書（様式第 4 号）又は補助事業中止（廃止）通知書（様式第 5 号）により、当該申請を行った補助事業者には通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（状況報告）

第 1 3 条 市長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは補助事業関係者に質問させることができる。

- 2 市長は、前項の調査により、この告示に適合しない事実が明らかになった場合には、補助事業者に対して、適合させるための措置を執ることを指示することができる。
- 3 補助事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に順守しなければならない。

（実績報告及び交付請求）

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して 1 0 日を経過した日又は令和 9 年 2 月 8 日のいずれか早い日までに、実績報告及び交付請求を J グランツにより行わなければならない。実績報告時には、次に掲げる書類を提出するものとする。

- （1） 既存設備・機器の廃棄等証明書
- （2） 補助対象設備・機器の設置状況が確認できる写真
- （3） 補助対象設備・機器等の経理書類（発注書（契約書・注文書等）、納品書、請求書、補助対象経費の支払（銀行振込）を証する書類の写し（振込金受取書、振込明細書、通帳（表紙と該当記帳箇所）等））
- （4） 本補助金の振込先として指定する口座の写し（表紙と通帳を開いた 1 ・ 2 ページ目の両方）

(5) その他、市長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合には実績報告書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとし、補助金交付額確定通知書兼支払通知書（様式第6号）により、当該報告を行った補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができ、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第3条に規定する補助事業者の要件に該当しないとき。

(4) 補助金の交付決定の内容及しくはこれに付した条件又はこの告示の規定に違反したとき。

(5) 市長の指示等に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後についても適用する。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、前条の取消しをした場合において、既に当該補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算出した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の納付を命ずることができる。

3 第1項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付期限は、当該返還及び納付の命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年3%の割合で算出した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を徴するものとする。

4 市は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(補助事業の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して管理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産

等」という。)について、補助事業完了後も管理台帳等によりその保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、単価50万円(税抜)以上の取得財産等について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、取得財産の処分申請書(様式第8号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 市は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年7月14日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示の失効前にした処分等の効力については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。この場合において、第13条及び第16条から第19条までの規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第2条関係)

本補助金における中小・小規模事業者の定義

支給対象となりうる者	支給対象にならない者
○会社及び会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合) ○個人事業主(商工業者であること) ○以下の要件を満たした特定非営利活動法人 ①法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること ②認定特定非営利活動法人でないこと	○法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に規定する公共法人 ○協同組合等の組合 ○任意団体 等 ○宗教上の組織又は団体、政治団体 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者 ○医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人、(病院・助産所等を個人名義で開設している)医師、歯科医師、助産師

支給対象となりうる者	支給対象にならない者	
	○個人農林漁業者及び農事組合法人 ○本補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと思えられる事業者	
基準分類表	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑦以外）	3億円以下	300人以下
②ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
③卸売業	1億円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤サービス業（⑥⑦以外）	5千万円以下	100人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下

別表第 2（第 6 条関係）

補助対象外経費 ※次に掲げる経費は補助の対象になりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 交付決定よりも前に事業に着手（契約、発注、購入等）した経費（第 7 条第 2 項の規定により補助対象経費とされたものを除く。）② 申請者が所有していない設備・機器の更新に要する経費③ 申請者がエネルギー経費（電気・ガス代等）を負担していない設備・機器の更新に要する経費④ 関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（2 親等以内）が代表者若しくは役員として属する会社等）、代表者の親族（2 親等以内）から購入等した経費⑤ 国・県・市等の補助金と重複する経費⑥ 一般価格や市場相場と比べて著しく高価なもの及び中古品⑦ 他の業務に使用できる汎用性の高い設備・機器等（事務用のパソコン、プリンタ、タブレット等）⑧ 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーを活用した設備・機器⑨ 自社で製造した設備・機器⑩ 設備・機器等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費⑪ 既存設備・機器等の撤去費用⑫ 既存設備・機器等の廃棄費用（処分費用、フロン回収費用）、リサイクル料金⑬ 既存設備・機器の改良・改修に要する費用⑭ 現金払やクレジットカード払、小切手・手形払、ポイント払、電子マネー払等による経費⑮ 建物、構築物の購入等に要する経費⑯ 自動車等車両（道路運送車両法施行規則第 2 条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）⑰ レンタル又はリースする場合の費用⑱ 当補助金申請に係る書類作成支援や郵送料等の費用⑲ 公租公課（消費税及び地方消費税）⑳ 継続的経費（家賃、駐車場代、光熱水費等）㉑ 人件費（給与、役員報酬等）㉒ 文房具・事務用品等の消耗品費（はさみ、ペン、封筒、インクカートリッジ、CD/DVD、USB メモリ、電池等）㉓ 通信費（切手代、携帯電話料金、Wi-Fi 使用料、インターネット回線使用料、プロバイダー料金等）㉔ 支払に係る手数料等（振込手数料、代引手数料、ネット決済手数料等）㉕ 決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用㉖ 各種保険料等㉗ 借入金の支払利息・遅延損害金・損失補填等㉘ 飲食・接待等に係る費用㉙ 公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費 |
|---|

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

赤磐市長 様

（申請者）

所在地(住所)

名称(屋号)

代表者職・氏名

がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金事前着手届

がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、事前着手を行いたいので届け出ます。

なお、本件について、補助事業として採択されなかった場合においても異議は申し立てません。

また、本届出は、その後の交付決定及び補助対象経費としての認定を保証するものではなく、交付申請の審査の結果、補助事業者の要件（第 3 条）に該当しない場合や、補助対象外経費（別表第 2）に該当する場合等には、本届出に基づき着手した経費の全部又は一部が補助対象経費とならず、その分は自己負担となることを承知しています。

記

1 事前着手の理由

2 着手年月日

発注（予定）年月日 令和 年 月 日

様式第2号 (第11条関係)

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者職・氏名) 様

赤磐市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったがんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき通知します。

記

補助金交付決定額

交付条件

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合、既に交付した補助金については、返還していただきます。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 要綱第3条に規定する補助事業者の要件に該当しないとき
 - (4) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は要綱の規定に違反したとき
 - (5) 市の指示等に従わなかったとき
- 2 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して管理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければなりません。
- 3 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、保存しておかなければなりません。
- 4 補助事業について現地調査を求められた際は、これに応じなければなりません。
- 5 必要と認める場合は、補助金の使途について報告を求めることがあります。

様式第3号（第11条関係）

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者職・氏名） 様

赤磐市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったがんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金について、不交付とすることに決定しましたので、がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき通知します。

様式第4号（第12条関係）

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者職・氏名） 様

赤磐市長

補助事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで変更申請のあったがんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので、がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき通知します。

記

変更交付決定額

円

様式第5号（第12条関係）

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者職・氏名） 様

赤磐市長

補助事業中止（廃止）通知書

令和 年 月 日付けで中止（廃止）申請のあったがんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金については、補助事業を中止（廃止）することに決定しましたので、がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金交付要綱第12条第4項の規定に基づき通知します。

中止（廃止）の理由：

様式第6号（第15条関係）

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者職・氏名） 様

赤磐市長

補助金交付額確定通知書兼支払通知書

令和 年 月 日付けで実績報告及び交付請求のあったがんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金について、審査の結果、交付額を下記のとおり確定し、支払いますので、がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金交付要綱第15条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第7号（第16条関係）

令和 年 月 日

（事業者名）

（代表者職・氏名） 様

赤磐市長

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで交付決定したがんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金について、交付決定を取り消しますので、がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金交付要綱第16条第1項の規定に基づき通知します。

様式第 8 号（第 19 条関係）

令和 年 月 日

赤磐市長 様

（住所）

（申請者名）

（代表者職・氏名）

取得財産の処分申請書

補助金により取得した財産を処分したいので、がんばろう赤磐中小企業省エネ設備更新支援補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、申請書の提出に当たり、当該申請に係る不承認、補助金の返納等の処置をとられても、一切の異議の申立てをいたしません。

記

1 取得した財産の名称（品目）・型番及び取得年月日

名称（品目） :

型 番 :

取得年月日 : 令和 年 月 日

2 取得価格及び現在の時価

取得価格 円

時 価 円

3 財産処分の理由